

白山市6次産業化チャレンジ支援事業（販路拡大） 実施要領

白山市6次産業化チャレンジ支援事業のうち販路拡大事業(以下「本事業」という。)についての補助金交付申請書を下記の通り受け付けます。

1 目的

本事業は、6次産業化または農商工連携による白山市産の農林水産物を活用して新たに開発した商品(白山ブランドとなる独自商品)の販路拡大に取り組む事業者を支援することを目的に、開発に係る経費の一部を補助します。

2 応募要件

本事業の実施主体(以下「事業実施主体」という。)は、生産者、生産者団体・組織等のうち、次に掲げる要件を満たすものとします

- (1) 白山市内に住所又は本拠地を有すること
- (2) 事業を完遂する見込みがあること
- (3) 将来ともに継続的な活動が見込まれること
- (4) 団体にあつては会計経理が明確であること
- (5) 道の駅「めぐみ白山」でも販売すること

3 補助額

補助額は、補助対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度とします。

4 補助対象経費の範囲

補助金の交付対象となる経費は、本事業に要する経費で、商品パンフレット・カタログ・チラシの印刷製本費、ウェブサイト制作委託料、宣伝資材製作費、広報・宣伝活動等に係る会場使用料、イベント等への出店料等とします。

5 申請方法

- (1) 申請に必要な書類

補助金交付申請書

※申請書の様式は白山市ホームページからダウンロードできます（ダウンロードできない場合は地産地消課までお問い合わせください）。

- (2) 提出先

白山市産業部地産地消課

6 補助金交付に係る必要な手続き

補助金の交付申請について不明な点があれば、提出前に白山市地産地消課へ確認をお願いいたします。補助金交付申請後、市より事業者へ交付決定通知書を送付いたします

ので、その後、事業に着手してください。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

7 事業実施期間

補助金の交付決定がなされた日から当該年度の3月31日までとします。

8 事業実施主体の責務

本事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、白山市補助金交付規則(以下「規則」という。)、および白山市6次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱を遵守し、適正に事業を執行してください。

(1)事業実施主体は、事業に係る経費について、帳簿および支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。

(2)事業実施主体は、事業終了後速やかに規則第12条の実績報告に、事業実施状況報告書(様式第2号)を添えて、所管課まで提出してください。

9 その他

補助金交付申請については、予算額に達し次第締め切らせていただきます。

10 受付先

事業の実施に関することについては、次に掲げる所管課までお問い合わせください。

住 所 白山市倉光二丁目1番地

担当部署 白山市役所 産業部 地産地消課

電話番号 076-274-9522 FAX 番号 076-274-4177

E-mail chisanchisyoun@city.hakusan.lg.jp